（博物館法の一部改正）

第七条　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「教育委員会」の下に「（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）」を加える。

第二十九条中「教育委員会」の下に「（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）」を加える。

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第八条　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「市（」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除き、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三条　国は、毎年度、各指定都市ごとに、公立の義務教育諸学校に要する経費のうち、指定都市の設置する義務教育諸学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費について、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各指定都市ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第九条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「公立の」を「都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する」に改め、「含む」の下に「。次条第二項において同じ」を加え、同条第三項中「公立の」を「都道府県又は市町村の設置する」に改める。

第四条中「公立の」を「都道府県又は市町村の設置する」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、小学校又は中学校にあつては前条第二項の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ同表の下欄に掲げる数を一学級の児童又は生徒の数の標準とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、三人）を一学級の児童又は生徒の数の標準として、当該指定都市の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

第五条中「（特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号において同じ。）」を削り、「前条」を「前条第一項」に改める。

第六条の前の見出しを「（都道府県小中学校等教職員定数等の標準）」に改め、同条第一項中「公立の」を「都道府県及び市町村の設置する」に改め、「含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「小中学校等教職員定数」を「都道府県小中学校等教職員定数」という。）並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程に置くべき教職員の総数（以下「指定都市小中学校等教職員定数」に改め、「。）は」の下に「、それぞれ」を、「おいては」の下に「、各都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び各指定都市が定める指定都市小中学校等教職員定数ごとに」を加え、同条第二項中「第七条第一項第一号」を「都道府県小中学校等教職員定数については、第七条第一項第一号」に改める。

第八条第三号中「市町村」を「市（特別区を含む。次条第一号及び第二号において同じ。）町村」に改める。

第十条の前の見出しを「（都道府県特別支援学校教職員定数等の標準）」に改め、同条第一項中「公立の」を「都道府県及び市町村の設置する」に、「特別支援学校教職員定数」を「都道府県特別支援学校教職員定数」という。）並びに各指定都市ごとの、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「指定都市特別支援学校教職員定数」に改め、「。）は」の下に「、それぞれ」を加え、同条第二項中「第十一条第一項第一号」を「都道府県特別支援学校教職員定数については、第十一条第一項第一号」に改める。

第十八条中「小中学校等教職員定数及び特別支援学校教職員定数」を「都道府県小中学校等教職員定数、指定都市小中学校等教職員定数、都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数」に改める。

第十九条中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第四章　厚生労働省関係

（児童福祉法の一部改正）

第十条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

第二項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十条第四項中「厚生労働大臣又は」を削り、同条第五項中「厚生労働大臣は、国が開設した病院についてその主務大臣の同意を得て、」を削り、「その他の病院についてその」を「病院の」に改め、同条第八項中「指定療育機関が」を「都道府県知事は、指定療育機関が」に改め、「、厚生労働大臣が指定した指定療育機関については厚生労働大臣が、都道府県知事が指定した指定療育機関については都道府県知事が」を削る。

第二十一条の三第一項中「（厚生労働大臣が指定した指定療育機関にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。）」を削り、同条第三項中「（都道府県知事が指定した指定療育機関に係るものに限る。）」を削る。

第二十一条の五の二十五第二項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定障害児通所支援事業者　指定都市の長

第二十一条の五の二十五第三項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第二十一条の五の二十六第二項から第四項まで及び第二十一条の五の二十七第五項中「厚生労働大臣」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第五十九条の四第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法」を「指定都市及び地方自治法」に改める。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正）

第十一条　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「厚生労働大臣の認定した」を「次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　厚生労働大臣　あん摩マツサージ指圧師の養成施設、あん摩マツサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マツサージ指圧師及びきゅう師の養成施設又はあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設

二　都道府県知事　はり師の養成施設、きゅう師の養成施設又はは師及びきゅう師の養成施設